

# 平成25年第6回教育委員会会議議事録

## 1 開催日時

平成25年4月30日(火) 午後4時00分～午後4時40分

## 2 開催場所

教育委員会会議室

## 3 出席者

教育委員	委員長	沖田	道子
	職務代理	小尾	一彦
	委員	瀧本	洋次
	委員	早津	聡子
	教育長	飯田	晴義
事務局	教育部長	羽磨	知成
	学校教育課長	川瀬	康彦
	生涯学習課長	澤部	紀博
	図書館長	長谷	繁
	給食センター所長	坂口	惣一郎
	総務係長	向井	克久
	学校教育係長	佐藤	勝博
	学校教育推進員	吉村	泰之

## 4 議事

報告第7号 専決処分した事件の承認について  
(要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について)

報告第8号 専決処分した事件の承認について  
(幕別町奨学資金選考委員会委員の委嘱について)

報告第9号 修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領

報告第10号 小学校及び中学校における事務主任の命課基準の一部を改正する基準

報告第11号 幕別町教育研究所所員の任命について

報告第12号 平成25年度幕別町立小中学校及び幕別町立幼稚園運営協議会委員の委嘱について

議案第26号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

議案第27号 幕別町生涯学習中期計画策定審議会要綱

議案第28号 第12地区教科書採択教育委員会協議会委員の指定について

5 議事概要 次のとおり

**沖田委員長** 只今から第6回教育委員会会議を開会いたします。本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1会期の決定についてお諮りします。本日一日限りとすることにご異議はありませんか。

(異議なし)

**沖田委員長** 会期は、本日一日限りと決しました。

次に日程第2会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に1番瀧本委員、5番飯田委員を指名いたします。

次に日程第3前回会議の承認であります。第5回教育委員会会議について、別紙議事録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

**沖田委員長** 異議なしと認め、第5回教育委員会会議を承認いたします。

次に日程第4事務報告についてお願いいたします。

**教育部長(羽磨知成)** 特にありません。

**沖田委員長** 事務報告がないようですので、次に議件に入ります。

日程第5報告第7号専決処分した事件の承認について、要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定につきましては、プライバシー保護のため秘密会といたします。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

**沖田委員長** 異議なしと認め、秘密会といたします。

**沖田委員長** 秘密会をときます。

次に、日程第6報告第8号専決処分した事件の承認について(幕別町奨学資金選考委員会委員の委嘱について)説明を求めます。

**学校教育課長(川瀬康彦)** 報告第8号専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。議案書は2ページであります。

幕別町奨学資金選考委員会規則第3条の規定に基づき、幕別町奨学資金選考委員会委員の委嘱につきまして、平成25年4月1日付けで専決処分をいたしましたので、報告をし、承認を求めるものであります。奨学資金選考委員会委員につきましては、町関係職員と民生委員の中から委嘱することとされており、町関係職員は福祉課長を、民生委員からは5名の方を委嘱しているところでございますが、4月1日付をもちまして、福祉課長が異動になりましたので、新たに福祉課長になりました坂野松四郎氏を委嘱したものであります。任期は、平成25年4月1日から、福祉課長の職にある期間までであります。

説明は以上でございます。ご承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

**沖田委員長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

**沖田委員長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。報告第8号について原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

**沖田委員長** 異議なしと認め、報告第8号につきましては、原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第7報告第9号修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割

振り等に関する要領の一部を改正する要領について説明を求めます。

**学校教育課長(川瀬康彦)** 報告第9号修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領についてご説明申し上げます。

議案書は3ページであります。

この改正は、今般、北海道教育委員会におきまして、道立学校職員について一部改正されましたことに伴いまして、町立学校職員についてもこれに準じ、修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領を一部改正のうえ、平成25年4月1日から施行したところでございます。改正内容につきましては、要領に係ります様式のみの変更でありまして、条文自体には改正がありませんことをお含みいただきたいと思ひます。別冊の新旧対照表をご覧いただきたいと思ひます。

1枚目の表と裏面にまたがって、別記様式1のその1、同じくその2の様式に係ります新旧について、変更がおわかりいただけるように記載してございます。主な内容ですが、表面の上段にあります対象業務欄と対象業務の実施日欄が現行要領での一つから、改正では三つに増えております。また、中段の勤務時間の割振り該当日等の表その1から削られ、その2に統一されてございます。さらに注意書きを整理するなどしまして、その1、その2の様式の一部に変更があるものです。

説明は以上でございます。ご承認のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

**沖田委員長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

**沖田委員長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。報告第9号について原案どおり承認することに異議ありませんか。

(異議なし)

**沖田委員長** 異議なしと認め、報告第9号につきましては、原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第8報告第10号小学校及び中学校における事務主任の命課基準の一部を改正する基準について説明を求めます。

**学校教育課長(川瀬康彦)** 報告第10号小学校及び中学校における事務主任の命課基準の一部を改正する基準について、ご説明申し上げます。

議案書は4ページであります。

この改正は、今般、北海道教育委員会におきまして、道立学校職員について一部改正されましたことに伴いまして、町立学校職員についてもこれに準じ、小学校及び中学校における事務主任の命課基準を一部改正し、平成25年4月1日から適用しているところでございます。改正理由につきましては、平成25年度より公立小中学校事務職員採用試験が変更となりますことから、事務主任の命課に必要な在職年数として民間経験年数を換算することによって、採用後間もない者が事務主任に命課される場合が生じますことから、改正することとなったものでございます。

別冊の報告10号説明資料、新旧対照表をご覧いただきたいと思ひます。

条文中の改正箇所につきましては、この新しい採用方法に対応するものとして、当該命課基準第1第1号中のただし書きの次に、「職員として在職期間が命課の日において1年未満の者(国又は他の地方公共団体等から引き続き採用された者を除く。)」を加えるものでございます。すなわち、除く規定において、今回の当該条文を追加することによりまして、採用後間もない者が事務主任に命課される場合に対応するものでございます。

説明は以上でございます。ご承認のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

**沖田委員長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

**沖田委員長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。報告第10号について原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

**沖田委員長** 異議なしと認め、報告第10号につきましては、原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第9報告第11号幕別町教育研究所所員の任命について説明を求めます。

**学校教育課長(川瀬康彦)** 報告第11号幕別町教育研究所所員の任命について、ご説明申し上げます。

議案書は5ページであります。

議案下段に、幕別町教育研究所規程の関係条文を抜粋していますが、同規程第5条第2号の規定に基づきまして、幕別町教育研究所の山田所長から推薦を受けまして、教育長が本年4月1日付けで、議案の上段にありますように、白人小学校教諭 杉澤 諭 氏、札内北小学校教諭 土橋 章雄 氏、幕別中学校教諭 山内 美沙子 氏、札内中学校教諭 西田 昌彦 氏、忠類中学校教諭 遠藤 康代 氏の5名を任命したものであります。

また、任期につきましては、幕別町教育研究所規程第6条第2項の規定に基づきまして、中段に記載してございます転勤等で解職となりました4名の欠員分、さらに、今年度からの忠類地区の増員1名を含めまして、これら前任者の残任期間を補充するものとして、任期は平成26年3月31日までとするものであります。所長並びに副所長を除く所員の人数は、現在8名となっております。

報告は以上でございます。

**沖田委員長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

**沖田委員長** 質疑なしと認めます。報告第11号につきましては、報告のとおりといたします。

次に、日程第10報告第12号平成25年度幕別町立小中学校及び幕別町立幼稚園運営協議会委員の委嘱について説明を求めます。

**学校教育課長(川瀬康彦)** 報告第12号平成25年度幕別町立小中学校及び幕別町立幼稚園運営協議会委員の委嘱についてご説明申し上げます。

議案書は6ページから7ページになります。

本町では、平成16年度より、学校と地域の連携を一層深める観点から、学校教育法施行規則の規定に基づきまして、学校評議員として、学校運営協議会を設置してございます。このたび、教育に関して理解と識見を有するものとして、各校長から推薦のありました表のとおり64名の方を、幕別町立学校管理規則第8条の3第2項の規定により、平成25年4月1日付けで幕別町立小中学校及び幕別町立幼稚園運営協議会委員に委嘱しましたので、ご報告をするものであります。なお、委員の定数につきましては、5名であります。複数で連携して設置する場合は1校3名となっております。

報告は、以上でございます。

**沖田委員長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

**瀧本委員** 選ばれた方々については、問題があるわけではないのですが、例えば忠類の中学校の方々を見ると、駒島の方が入っていないです。広く地域の方からということであれば、一緒になってまだ間もないという時間もありますことから、出来ればそういう方も1人加えたら良いのではないかと思います。質問というわけではなく、今後もし配慮する部分があれば加えたらどうかという意見です。

**沖田委員長** 他に何かございますか。

(ありません)

**沖田委員長** 報告第12号につきましては報告のとおりといたします。

次に、日程第11議案第26号要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定につきましては、プライバシー保護のため秘密会といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

**沖田委員長** 異議なしと認め、秘密会といたします。

**沖田委員長** 秘密会をときます。

次に、日程第12議案第27号幕別町生涯学習中期計画策定審議会要綱について説明を求めます。

**生涯学習課長(澤部紀博)** 議案第27号、幕別町生涯学習中期計画策定審議会要綱についてご説明いたします。

議案書は9ページになります。お手元に平成21年度から平成25年度までを計画期間とする第4次幕別町生涯学習中期計画書をお配りさせていただきました。後ほど参考としてご覧いただければと思います。

生涯学習計画の策定につきましては、教育基本法第17条第2項で、地方公共団体は国の施策を示す計画を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない、とされており、これを受けまして、北海道におきましては、平成17年2月に、今後概ね10年間を期間とする指針、第2次北海道生涯学習基本構想を策定しているところであります。この基本構想では、市町村の役割として市町村の実態に即した生涯学習推進構想を策定し、それぞれの特色を生かした生涯学習推進体制の整備や生涯学習の推進のための計画づくりを行う必要がある、とされており、このことから、教育委員会といたしましては、平成26年度から平成30年度までの5年間を期間とする、第5次幕別町生涯学習中期計画を策定しようとするものであります。それでは、要綱の概要について、説明させていただきます。

まず、本審議会は、幕別町生涯学習中期計画を策定するために設置するもので、教育委員会が審議会に諮問し、審議会が調査、審議ののち、計画案を教育委員会に答申することとなります。第3条では、審議会の委員を15名以内とし、社会教育委員を充てることとしております。社会教育委員は、社会教育法第17条においてその役割が規定されておりますが、その中の1つに、社会教育に関する諸計画を立案すること、とされていることによるものであります。第5条では、審議会に部会を置くこととしており、社会教育部会など4つの部会を置くこととしております。第6条第5項では、策定に当たっての情報収集として、会議には、必要に応じてスポーツ推進委員、関係町職員の出席を求めることができることとしております。第7条の任期についてですが、教育委員会が委嘱した日からその年度末までとしています。したがって、計画書(案)の答申は、来年3月までに行うこととなります。第8条では、審議会の事務局を教育委員会生涯学習課に置くこととしております。

なお、本要綱の施行は、平成25年5月1日を予定しています。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**沖田委員長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

**沖田委員長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第27号について原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

**沖田委員長** 異議なしと認め、議案第27号につきましては、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13議案第28号第12地区教科書採択教育委員会協議会委員の指定について説明を求めます。

**学校教育課長(川瀬康彦)** 議案第28号第12地区教科書採択教育委員会協議会委員の指定についてご説明申し上げます。

議案書は11ページであります。

第12地区教科書採択教育委員会協議会につきましては、帯広市を除く十勝管内18町村の教育委員会の代表者で構成し、小中学校で使用する教科書を決定する協議機関であります。

また、来年度から小学校で使用する教科書の採択に向けて、いよいよ実質的な論議が始まり、採択する場合は必ず委員が出席しなければならないこととされておりますことから、協議会規約第2条及び第4条第2項の規定に基づきまして、第12地区教科書採択教育委員会協議会の委員に飯田晴義教育長、代理人に羽磨知成教育部長を指定しようとするものでございます。

説明は以上であります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

**沖田委員長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

**沖田委員長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第28号について原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なし)

**沖田委員長** 異議なしと認め、議案第28号につきましては、原案のとおり可決いたしました。他に何かございませんか。

**学校教育推進員(吉村泰之)** 幕別町立学校食育推進事業について、説明させていただきます。

お手元の実施要綱(案)をご覧ください。

この事業は、幕別町の農産物について理解を深めるとともに、安全で美味しい食材の提供にご尽力されている関係者に対する感謝の気持ちを育むことを目的として実施するものであります。対象は、農業生産者と直接触れ合うことが少ない市街地にある幕別小学校、白人小学校、札内南小学校、札内北小学校の児童を念頭に置いておりますが、他校からも希望があれば拡大していこうと考えております。また、忠類小学校においては、今年度から栄養教諭が配置されていることから、これを活用した食育を推進してまいります。

この事業内容を具体的に申し上げますと、本町産の食材を使った学校給食が計画されている2学期に、生産者や農協の組合員が学校に出向いて、地場農産物についての授業を説明し、その後子ども達と一緒に会話をしながら給食をとるものであります。なお、当該校にはすでに了解を得ているところですが、協力していただく各農協、生産者に対しては、これからそれぞれお願いすることになっております。

この事業の成果は、食育の充実はもとよりですが、地域に開かれた学校作りにも役立つものと考えており、できれば経年事業として取り組んでまいりたいと考えております。

**沖田委員長** 何かご質問等ございませんか。

**小尾委員** この事業について、私の所にもこのような体験で来たことがあるのですが、今回の場合は、生産者や農協の組合員が学校に出向いて授業を展開し、説明などするということが、この授業の中で現地に赴くということも考えられているのでしょうか。

**学校教育推進員(吉村泰之)** これを契機として、例えば農産物の栽培体験だとか、そのような事が可能であれば、発展的な形態として子ども達に実体験を伴うような学習を想定しております。

**沖田委員長** 他に何かございませんか。

(ありません)

**沖田委員長** 以上をもちまして、本日の日程の全てが終了いたしましたので、第6回教育委員会会議をとじます。